

国立大学法人岐阜大学監査室規程

平成22年4月1日

規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岐阜大学運営組織規則第24条に基づき、国立大学法人岐阜大学（以下「本法人」という。）及び岐阜大学（以下「本学」という。）の、健全な業務の遂行のため、岐阜大学監査室（以下「監査室」という。）を置き、監査室に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 監査室は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 業務に係る監査
- 二 会計に係る監査
- 三 その他必要な監査

(組織)

第3条 監査室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 経営協議会から推薦された者 1人
- 二 教育研究評議会から推薦された者 2人
- 三 専門的職員 若干人
- 四 事務主幹
- 五 前号以外の一般職員

2 前項第1号及び第2号の室員は、学長が任命する。

3 第1項第3号の室員は、第1項第1号及び第2号の者の推薦に基づき、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号から第3号に規定する室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じたときの補欠室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第5条 監査室に室長を置く。

2 室長は第3条第1項第1号及び第2号の室員のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

(副室長)

第6条 監査室に副室長を置く。

2 副室長は、事務主幹をもって充てる。

3 副室長は、室長の職務を補佐する。

(監査)

第7条 監査室は、定期又は必要に応じ監査を行う。

2 会計に係る監査は、監査法人に依頼することができる。

(監査結果の報告)

第8条 監査室は、定期又は必要に応じ、学長に監査結果を報告する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 岐阜大学監査室規則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。